



補助金情報

○公表されている補助金情報一覧です。

制度名	補助対象事業	補助率	申請期限	事業実施期限
持続化補助金 (一般型)	販路開拓	3分の2 上限50万	R3年10月1日	R4年7月31日
			R4年2月4日	R4年11月30日
持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)	販路開拓 + 感染防止対策	4分の3 上限100万	R3年11月10日	R4年8月31日
			R4年1月12日	R4年10月31日
			R4年3月9日	R4年12月31日
IT導入補助金 通常枠 A・B類型	業務効率化 生産性向上 (+ B賃上げ)	2分の1 A: 上限150万 B: 上限450万	9月中	交付決定から 6か月程度
IT導入補助金 低感染リスク型ビジネス枠 C・D類型	上記 + C非対面化 + Dクラウド対応	3分の2 C: 上限450万 D: 上限150万	9月中	交付決定から 6か月程度

申請には事前準備が必要ですので、早めのご相談をお願いいたします。

※一部の補助金情報ですので、事業計画がありましたら都度お尋ねください。

令和3年度「八百津町産業文化祭」中止決定のお知らせ

八百津町産業文化祭実行委員会が7月27日に開催され、本年度の八百津町産業文化祭開催の中止が決定されました。

ご存じのとおり、八百津町の産業文化祭は、近隣市町村の中でも人気のイベントとして、毎年非常に多くの来場者があります。昨年からまん延した新型コロナウイルス感染症により、昨年度も本事業は中止され、本年度に入り、感染症の状況を見ながら開催についての検討をしてきました。

商工部会としては、7月20日に開催された商工会理事会において「何らかのかたちで開催したい」という意向を受けて実行委員会へ出席しました。

実行委員会では、大規模イベントにおける新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上での開催方法が検討されましたが、「安心・安全なイベントの開催は非常に困難」との結論で中止が決定されました。* 飲食を伴わない物販のみの開催 * 密を避けるための会場分散開催 * web上の開催 など検討されましたが、現実的な実施手段(多数会場の確保、対応人員の確保、交通への影響、システム上の問題など)に無理があることや感染防止対策に万全が期せない、今後の感染症の状況が見通せないことなどが大きな課題となりました。

また、周辺市町村の相次ぐ中止決定を受けて、当事業を開催することで予想を上回る来場者への危惧もありました。

産業文化祭実行委員会の中止決定に何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

📣 新型コロナウイルス感染症対策補助金

「岐阜県売上減少事業者支援金」の申請が始まります！

岐阜県は、県内に本店または主たる事務所を有する中小法人・個人事業者であって、次のいずれかに該当するものに、「岐阜県売上減少事業者支援金」を給付します。

1 支給対象事業者

- ①要請により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引がある事業者
- ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者

2 給付要件

令和3年4月～6月のそれぞれの月の売上が、前年または前々年と比べて30%以上50%未満減少していること。

※ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の「月次支給金」の対象とならない場合は給付可。

3 支給金の額

令和3年4月～6月のそれぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を上限に売上減少額を支給

中小法人等 10万円/月
個人事業者等 5万円/月

4 注意点

- *本支給金の申請月において、国の「月次支援金」の対象となる事業者は対象外
- *「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾、第6弾)」の対象となる事業者は対象外
- *「岐阜県内宿泊事業者支援金」の給付を受けた事業者は対象外
- *「岐阜県飲食店・カラオケ事業者支援金」、「岐阜県酒類納入事業者支援金」及び「岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金」との併給可
(ただし、当該支援金を受給月の売上に含めた上で売上減少要件を満たすこと)

5 申請期間

令和3年7月28日(水)～9月30日(木) ※当日消印有効

6 申請方法

郵送でのみ受付

7 申請書提出先

〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県売上減少事業者支援金係 宛



詳しい内容及び申請書類のダウンロードは、

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/163208.html> へ

◎お問い合わせ先:

岐阜県売上減少事業者等支援金 相談窓口(コールセンター)
電話 058-272-8310

新型コロナウイルス感染症対策補助金

飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金について (アクリル板等補助金)

新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止対策のため、アクリル板等の遮断物を購入する県内の飲食店に対し、補助金が支給されます。

この度、より多くの飲食店のみなさまがご利用いただけるよう対象となるアクリル板等の購入時期を昨年度まで遡るとともに申請期間を延長されました。

1 補助対象事業者

県内で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受け、飲食店を営業する方
(コンビニ等のイトインスペース、テイクアウト、デリバリー、自動販売機を除く)

2 補助対象経費

飛沫感染防止対策のために設置するアクリル板等の遮断物の購入費

令和2年5月14日～令和3年9月30日までに購入したもの

※アクリル板以外でも、飲食時における飛沫を完全に遮断できる遮断物であれば補助対象となります。

※当該補助金は、飛沫感染防止対策のために導入するアクリル板等の遮断物の購入費を補助するためのものであるため、飛沫感染防止対策用に供しないものは対象外とします。

3 対象上限額

1店舗あたり上限5万円（補助率10分の1^ハ）

※購入経費のうち消費税等は対象外です。

4 申請方法

1) 申請期間

令和3年5月31日～令和3年9月30日

2) 申請書提出先

〒500-8384

岐阜市藪田南5-14-12

シンクタンク庁舎内

「飛沫感染補助金」事務局 宛



5 提出書類

1) 交付申請書 2) 申請書明細書 3) 購入内容明細書 4) 契約書

5) 飲食店営業許可または喫茶店営業許可(写) 6) 通帳写し

7) 直近の確定申告書(写)

※税務署の受付印、または受付番号のあるもの、電子申告の場合は受信通知

8) 身分を証明する書類 9) 購入した遮断物の写真

10) 購入日時、金額がわかる書類 11) 購入した遮断物の様子がわかる写真

12) 岐阜県「新型コロナ対策店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真

詳しくは、<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150178.html> へ

※なお、他の補助金との重複受給はできませんので、お気を付けください。

全国商工会福祉共済

従業員や経営者のもしもの備え！を応援します。

全国商工会連合会が運営する「福祉共済」は、職種・年齢・性別を問わず、月額2,000円からの掛金で充実補償。医療特約(月額1,000円)を追加すれば病気入院も補償。仕事中はもちろん、

◆ 福祉共済のプラン一覧

<p>「けが」の補償 満6歳～80歳*1</p> <p>けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します</p> <p>傷害プラン 2,000円コース 「損害賠償」の補償 他人に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します</p> <p>傷害プラン 3,000円コース 「熱中症」の補償</p> <p>傷害プラン 4,000円コース</p> <p>傷害ライトプラン1,000円</p> <p>シニア傷害プラン 2,000円</p>	<p>「病気」の補償 満6歳～74歳*2</p> <p>疾病による入院、手術等を補償します*</p> <p>医療特約 (+1,000円)</p> <p>シニア医療特約 (+1,000円)</p>	<p>「がん」の補償 満6歳～74歳*2</p> <table border="1"> <tr> <th>トータル「がん」補償</th> <th>シンプル「がん」補償</th> </tr> <tr> <td>がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します</td> <td>がんによる入院、手術等を補償します</td> </tr> <tr> <td>トータル「がん」補償 (3,000円)</td> <td>シンプル「がん」補償 (3,000円)</td> </tr> <tr> <td>シニアトータル「がん」補償 (6,000円)</td> <td>シニアシンプル「がん」補償 (6,000円)</td> </tr> </table>	トータル「がん」補償	シンプル「がん」補償	がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します	がんによる入院、手術等を補償します	トータル「がん」補償 (3,000円)	シンプル「がん」補償 (3,000円)	シニアトータル「がん」補償 (6,000円)	シニアシンプル「がん」補償 (6,000円)	<p>「生命」保障 保険年齢 6歳～65歳</p> <p>死亡と傷害または疾病による所定の高度障害状態を保障します</p> <p>共済期間：10年 掛金例 (共済金20＝1,000万円の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳</td> <td>1,470円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>40歳</td> <td>2,470円</td> <td>1,960円</td> </tr> <tr> <td>50歳</td> <td>4,690円</td> <td>3,220円</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>9,640円</td> <td>5,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください</p>		男性	女性	30歳	1,470円	1,200円	40歳	2,470円	1,960円	50歳	4,690円	3,220円	60歳	9,640円	5,080円
トータル「がん」補償	シンプル「がん」補償																									
がん・けが・疾病による入院、手術等を補償します	がんによる入院、手術等を補償します																									
トータル「がん」補償 (3,000円)	シンプル「がん」補償 (3,000円)																									
シニアトータル「がん」補償 (6,000円)	シニアシンプル「がん」補償 (6,000円)																									
	男性	女性																								
30歳	1,470円	1,200円																								
40歳	2,470円	1,960円																								
50歳	4,690円	3,220円																								
60歳	9,640円	5,080円																								

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます

*1. 継続加入は満85歳まで

*2. 継続加入は満80歳まで

◆ 福祉共済の補償例

<p>作業中に、誤って2メートル下の岩場に転落して、膝を骨折した。</p>  <p>「けが」の補償</p>	<p>自転車を運転中、あやまって他人と接触してケガをさせてしまった!</p>  <p>「損害賠償」の補償</p>	<p>猛暑の中、工事現場作業中に熱中症になってしまった。</p>  <p>「熱中症」の補償</p>	<p>自宅の階段から転落して、右下腿骨を骨折した。</p>  <p>(シニア傷害プラン) 「けが」の補償</p>	<p>乳がんと診断され、手術・入院した。</p>  <p>「病気」の補償 「がん」の補償</p>
---	--	---	---	---

※個人賠償責任保険、熱中症の補償は「シニア補償プラン」「傷害ライトプラン」には付帯されません。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>